

民事訴訟法 出題趣旨

第1期

例年どおり、特定の分野に偏することなく、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。いずれの問題も原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る内容であり、この点も例年と異ならない。

出題分野は、裁判所、当事者、訴えの利益、弁論の分離、主張責任、自由心証主義、証人尋問等、私文書の成立、判決及び通常共同訴訟である。全体的によく解けていたが、第5問の正答率は高くなかった。第5問は、問題文に掲げられた見解をもとにその射程を考えさせる問題であるが、その見解は、最判昭和33年7月8日民集12巻11号1740頁(判例百選47番)に依拠する。

第2期

第1期試験と同様、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。出題分野は、調停と仲裁、当事者能力、第三者の訴訟担当、期間、自白法則、証明責任、証拠調べ、証言拒絶権、訴訟の終了及び必要的共同訴訟であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る問題である。

問9は、簡単な事例をもとにその場で考える必要があるが、判決以外の訴訟終了事由に関する基本的知識があれば正解に達し得る問題である。訴訟上の和解は、実体法上の和解と異なるから、訴訟外で実体法上の和解を成立させても、当然には訴訟終了効は生じない(肢1)。請求の認諾は、被告が原告の請求(権利主張)が正当であると認めることが必要であり、単に請求原因事実を全部認めるだけでは請求の認諾は成立しない(肢2)。口頭弁論をした後の訴えの取下げは、相手方の同意を得る必要があり、それなくして訴え取下げの効力は生じない(肢4)。これに対し、請求の放棄は、単独行為であるから、被告の同意は不要であり、被告が反対しても訴訟終了効が生じる(肢2)。

第3期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期試験、第2期試験と同様である。出題分野は、非訟事件の手続、法定代理人、訴訟物、訴訟手続の停止、主張責任、証明と疎明、違法収集証拠の証拠能力、確定判決の効力、複数当事者訴訟及び再審であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を身に付けていれば、正解に達し得る問題である。

問3は、旧訴訟物理論を問う問題であり、受験生がしっかり学習すべき分野であるが、肢

2が誤りであると気付かない受験生が多かったのは意外であった。不法行為に基づく損害賠償請求権は民法709条，債務不履行に基づく損害賠償請求権は民法415条1項本文を根拠にするものであり，前者の申立てがある場合に，後者の判決をすると処分権主義（申立て拘束原則，246条）に反するから，原告による訴えの変更が必要である。

第4期

幅広い分野から，基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと，第1期から第3期までの試験問題と同様である。出題分野は，責問権，移送，訴訟能力，一部請求後の残部請求，当事者の欠席，証拠調べ，証人の資格，判決の効力，複数請求訴訟及び判決の確定であり，いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば，正解に達し得る設問である。

問8は，判決の効力の拡張を尋ねる問題であるが，受験生が手薄とする分野からの出題のためか，正答率が悪かった。肢1は民事訴訟法115条1項2号，肢2は同項3号の知識があれば，正しい肢と分かるはずである。また，肢4は，最判平成12年7月7日民集54巻6号1767頁（百選101事件）からの引用であり，これも正しい肢と判断されて然るべきである。これに対し，肢3は，手続の明確、安定を重んずる訴訟手続ないし強制執行手続において、法人格否認の法理が既判力拡張の根拠にはならないことは，最判昭和53年9月14日判例時報906号88頁（百選88事件）が判示するところであり，もっとも適切でない肢と気付く必要がある。

第5期

幅広い分野から，基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと，第1期から第4期までの試験問題と同様である。出題分野は，民事訴訟費用，管轄，当事者の確定，給付の訴え，訴え提起の効果，文書提出命令の申立て，証明責任，反射効，訴訟上の和解の無効及び補助参加である。

問8は，反射効に関する出題であるが，肢2と肢3は，百選を学習していれば，不適切な内容の肢と分かるはずである（最判昭和53年3月23日判時886号36頁・百選89事件），最判昭和51年10月21日民集30巻9号903頁・百選90事件）。

肢1は，やや難しかったかもしれないが，肢4について，主債務履行請求と保証債務履行請求が別の訴訟物であることを理解していれば，主債務者と保証人に対する各訴えが類似必要的共同訴訟にならず，これが適切な内容の肢と分かるはずである。一見難しそうに見えても，基礎的な理解を前提にして，正解に達してほしい。

刑事訴訟法 出題趣旨

第1期

出題形式としては、基本的に肢を5つとし、①正答肢、誤答肢等の組合せを問う問題（第1問～第8問）、②空欄に入る語句を記述させる穴埋め問題（第9問）、③空欄に入らない文章を問う問題（第10問）、を出題した。

各問題の具体的内容とすると、第1問は職務質問に関する最高裁判例、第2問は搜索差押、第3問は逮捕勾留、第4問は弁護人の接見交通権、第5問は自白の信用性に関する最高裁判例（語句挿入）、第6問は訴因、訴因変更に関する最高裁判例、第7問は公判前整理手続、第8問は伝聞証拠、第9問は証明（穴埋め問題）、第10問は先行手続の違法と証拠能力に関する最高裁判例（文章挿入）、をそれぞれ問うものである。

刑事訴訟法の各分野から幅広く10問を出題したが、基本書等をよく読んで、刑事訴訟法の条文、趣旨、重要判例などの基本的事項をしっかりと理解していれば、正しく解答できる問題である。

第2期

刑事訴訟法の各分野から10問出題した。問1は刑事手続の関与者を、問2は捜査の端緒を、問3は証拠の発見押収を、問4は逮捕勾留を、問5は接見交通権を、問6は公訴提起を、問7は審判対象を、問8は公判前整理手続を、問9は証拠・証明を、問10は伝聞証拠に関する問題を、それぞれ問うものである。どの問題も刑事訴訟法における基本的な点を問うものであり、学部の授業でも取り上げられ、教科書にも記載されている事項である。

刑事訴訟法の学習においては、細かな知識を断片的に詰め込むのではなく、真実発見と人権保障の調和という大原則を踏まえて、各規定や制度を理解することが必要である。また、日々新たな判例が出現しているが、このような点にも関心を抱くことも重要となる。そのような学習を積み重ねてきた者にとっては正しく解答できる問題である。

第4期

刑事訴訟法の各分野から7問出題した。

第1問及び第2問は、【事例】記載の逮捕状発付から勾留までの一連の手続を題材にした問題であり、逮捕及び勾留に関する刑事訴訟法等の規定、判例その他の基本的知識を問うものである。

第3問は強制捜査と任意捜査に関する最高裁判所の重要判例の判決書の穴埋め問題であ

り、刑事訴訟法の基本的知識である上記判例の理解を問うものである。

第5問は訴因変更の要否に関する最高裁判所の重要判例の判決書の穴埋めであり、刑事訴訟法の基本的知識である上記判例の理解を問うものである。

第4問は所持品検査、第6問は自由心証主義、第7問は伝聞証拠に関する問題であり、いずれもこれらの問題に関する刑事訴訟法等の規定、判例その他の基本的知識を問うものである。

刑事訴訟法の理解においては、まず刑事訴訟法や関係法の条文、その趣旨、重要判例などの基本的事項をきちんと理解していることが必要である。この点、受験生にとっては、本短答問題の一部は一見条文や判例の知識だけを確認しているように感じられるかもしれない。しかし、本短答問題は、その条文や判例の背景にある刑事訴訟法の基本原理や法則さえしっかり理解していれば、いずれも解答が可能な問題で、単なる知識より基本原理等から法的論理的思考を行える能力をも問うている。

第5期

刑事訴訟法の各分野から8問出題した。

第1問は職務質問、第3問は捜索・差押え、第4問は取調べ、第7問は自白の補強法則、第8問は伝聞例外に関する問題であり、いずれもこれらの問題に関する刑事訴訟法等の規定、判例その他の基本的知識を問うものである。

第2問は逮捕、勾留及び逮捕の違法と勾留の関係に関する論述の穴埋め問題であり、これら論点に関する刑事訴訟法等の規定、判例その他の基本的知識を問うものである。

第5問は審判の対象、訴因制度等に関する論述の穴埋め問題であり、これら論点に関する刑事訴訟法等の規定、判例その他の基本的知識を問うものである。

第6問は、刑事訴訟における各手続において弁護人に立会権がある場合を問う問題である。刑事訴訟法の規定その他の基本的知識、特に刑事訴訟の各手続の基本的構造についての理解ができているかを問うている。

刑事訴訟法の理解においては、まず刑事訴訟法や関係法の条文、その趣旨、重要判例などの基本的事項をきちんと理解していることが必要である。この点、受験生にとっては、本短答問題の一部は一見条文や判例の知識だけを確認しているように感じられるかもしれない。しかし、本短答問題は、その条文や判例の背景にある刑事訴訟法の基本原理や法則さえしっかり理解していれば、いずれも解答が可能な問題で、単なる知識より基本原理等から法的論理的思考を行える能力をも問うている。